みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナル使用規程

下地島エアポートマネジメント株式会社

2024年4月8日 制定 2024年4月22日 改定 2024年10月2日 改定 (目的)

第1条 みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナル使用規程(以下「本規程」という。)は、下地島エアポートマネジメント株式会社(以下「SAMCO」という。)が「みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナル」(以下「本施設」という。)の使用に関し、使用料金及びその他の使用条件について必要な事項を定めるものである。

(施設概要)

第2条 本施設の概要は以下のとおりとする。

所在地	沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1727番地1
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
施設	ラウンジスペース、仮眠室、トイレ(多目的トイレを含む)、CIQ 施設、シ
	ャワールーム、パウダールーム、キッチン、保税蔵置場、車寄せスペース、
	専用駐車場、専用車両ゲート

(サービス内容)

第3条 SAMCO が本施設において提供可能なサービスは以下のとおりとする。但し、 SAMCO はサービスの内容を予告なく変更することができる。

項目	サービス内容
基本サービス	・ゲート〜機側間のホテル車両等誘導(※1)
	・冷蔵庫及びパントリーの使用
	・冷却用氷の提供(※2)
オプションサービス	・シャワー使用(タオル付)
	・保税蔵置場使用

- (※1) 当該サービスは国内線限定とし、乗客送迎車両は第5条に定める申込者が 手配するものとする。
- (※2) 自然災害等のやむを得ない事情により提供ができない可能性がある。
- 2 本施設の運用時間は9:00から19:00までとする。
- 3 本施設の使用は、ビジネスジェット到着後2時間以内、出発前2時間以内とし、いずれも本施設の運用時間内の使用に限る。ただし、各官庁における手続の遅延等のやむを得ない事情が認められる場合において、SAMCOの承諾を得たときは、所定の使用時間を超えて本施設を使用することができる。延長料金は別表2のとおりとする。

(使用条件)

- 第4条 本施設の使用は、本規程第6条第6項に定める使用者リストに記載のある者に限 定する。但し、SAMCOが認めた場合はその限りではない。
 - 2 本施設を使用する者は、SAMCOが求めた場合、本人確認に応じることとする。

(申込者)

第5条 本施設の使用申込者は用機者、機材保有者、航空運送事業者、航空運送事業代理 店、又はこれらから委託を受けた事業者(以下総称して「申込者」という。)に 限定する。

(使用申込)

- 第6条 本施設の使用を希望する者は、申込者を通じて、SAMCO に申し込みを行う。申 込者は使用希望時間の72時間前までに必要事項記入のうえ、「使用申込書」(別 紙1)をSAMCO へ電子メールにより提出する。やむを得ず電子メールによる提 出ができない場合はSAMCO へ電話にて予約希望を伝えた上、速やかに郵送等に より使用申込書を提出する。
 - 2 SAMCO は前項の申込者に対して本施設使用の可否を電子メール又は電話にて通知する。この施設使用可の連絡をもって SAMCO と申込者間で本施設使用の予約は成立する。
 - 3 申込者は下地島空港管理事務所に対し、運航に関する手続きを行う。
 - 4 外航機の場合、予約が成立した後、申込者は、前項に加えその他関係官庁(以下「CIQ」といい、下地島空港管理事務所と総称して又は個別に「各官庁」という。)との間で、本施設における出入国に係る検査の調整を行う。CIQ 調整完了後、申込者は SAMCO に対し、CIO との調整結果を電子メールで報告する。
 - 5 乗員もしくは旅客以外の者又は車両が制限区域内に立ち入る場合は、申込者は、 本施設使用開始の24時間前までに必要情報を記入のうえ、SAMCOへ制限区域 立入承認申請書(別紙2)及び添付書類(別紙3、別紙4)を電子メールにより提 出する。
 - 6 申込者は、本施設の使用開始 24 時間前までに、本施設を使用する全ての者の氏名を記載し、SAMCO へ使用者リスト (別紙 5) を電子メールにて提出する。
 - 7 申込者は、ビジネスジェットの到着予定時刻(ETA)及び出発予定時刻(ETD)が 確定したときは、直ちに SAMCO に電話連絡する。

(使用料金)

第7条 本施設における基本サービスは使用料金に含まれ、オプションサービスは使用内容に応じて別途使用料金を徴収する。各料金の詳細は別表2のとおりとする。

- 2 SAMCO は、本施設を使用して出発又は到着する者に対してみやこ下地島空港ターミナル施設使用料(Facility Service Charge)に関する規程第2条の使用料金は 徴収しないものとする。
- 3 申込者は、SAMCO が指定する期日までに第1項の使用料金に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額を支払うものとする。この場合の振込みに係る手数料は申込者の負担とする。

(予約の変更・取消)

- 第8条 第6条の予約成立後、申込者が本施設の使用時間の変更を希望する場合、使用開始予定時刻の24時間前までに、SAMCOに対して電子メール及び電話にて連絡を行う。 各官庁への連絡は申込者で行う。
 - 2 申込者が予約時間の変更を希望する場合、SAMCOの了承をもって確定する。なお、SAMCOは、他の申込者による申込状況、各官庁との調整その他の本施設運用上の理由により使用時間帯の調整・制限を行うほか、予約変更を断ることができる。
 - 3 前項の予約変更後、各官庁の事情により本施設を使用できない場合、申込者は予約を取り消すことができる。この場合、申込者から SAMCO 及び各官庁に対して 予約が取消しとなった旨を直ちに連絡する。

(取消手数料等)

- 第9条 申込者が本施設の使用開始予定時刻の 24 時間以上前までに予約の取消連絡を行った場合、使用料金は生じない。
 - 2 申込者から本施設の使用開始予定時刻の 24 時間前より後に取消連絡があった場合や取消連絡自体がなかった場合、SAMCO は申込者に使用料金の全額を取消手数料として請求する。尚、本施設の使用開始後、各官庁の事情により本施設を使用できない場合、又は各官庁における手続の遅延等により航空機が利用できない場合も、取消手数料の請求は妨げないものとする。ただし、台風・地震等の災害に起因する取消しについてはこの限りではない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、SAMCOが合理的な理由による取消しと判断した場合には取消手数料の請求は行わないことができる。

(取消手数料の支払)

- 第 10 条 申込者は、SAMCO が発行する請求書に基づき、前条に定める取消手数料に消費税及び地方消費税を加算した額を、翌月末日までに、SAMCO の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。
 - 2 前項の取消手数料の振込みに係る手数料は、申込者の負担とする。

(遅延損害金)

第11条 申込者が正当な理由なく、第7条及び第9条に定める料金の支払いを本規程に 定める期日、又はSAMCOが指定する期日より遅延した場合、SAMCOは申込 者に対し延滞日数に応じて年率 14.6%の割合で計算した金額を遅延損害金とし て請求する。

(禁止行為)

- 第12条 申込者、本施設を使用する航空運送事業者、乗員、乗客、運航支援事業者及びその関係者(以下「使用者等」という。)は、本施設及び下地島空港の敷地内において、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 火気を使用すること。
 - (2) 本施設又はその敷地を汚損又は破損すること。
 - (3) 駐機場、保安区域に物を投げる等、航空機の運航及び空港の運用に支障をきたす恐れのある行為をすること。
 - (4) 敷地内において無人航空機を飛行させること。
 - (5) 紙屑、使用済みの容器その他不要の物を所定の場所以外に捨て、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。
 - (6) 次の物を持ち込むこと。
 - ア 爆発物、発火又は引火しやすい物その他危険物。
 - イ 刃物、棒その他の人に危害を加える恐れのある物。
 - ウ 臭気を発する物、長大な物その他、建物又は施設を汚損し、破損する恐れのある物。
 - (7) 盲導犬、介助犬を除き、動物をケージ等に入れずに立ち入ること。
 - (8) タクシー、ハイヤー等の客引きをすること。
 - (9) 演説、示威行為その他これらに類似する行為を行うこと。
 - (10) 騒音、乱暴その他、人の迷惑となるような行為を行うこと。
 - (11) 宿泊をすること。
 - (12) 被撮影者の許可なく、SAMCO職員その他SAMCOが管理する施設において業務に従事する者の写真、動画等をインターネットのサイト、ブログ、SNS等電子媒体、その他媒体に掲載すること。
 - (13) 前各号に定める他、施設の安全、風紀又は秩序を乱し、その他人に迷惑又は危害を及ぼす恐れのある行為を行うこと。
 - 2 使用者等は、本施設及び下地島空港の敷地内において SAMCO の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 寄付金を募集すること。

- (2) 物品の販売、配布、広告宣伝活動その他これらに類似する営業行為をすること。
- (3) 看板、旗、印刷物、書面等の掲示又は配布すること。
- (4) 営業としての写真、映画、テレビ等の撮影、録音又は録画を行うために一時的 に本施設を使用すること。
- (5) 車両を駐停車すること又は自転車、バイク等を放置すること。

(供用の休止)

- 第13条 SAMCOは、次の各号に掲げる場合は、本施設の供用を休止することがある。 なお、この休止により生じた損害については、SAMCOは使用者等に賠償の責め を負わないものとする。
 - (1) 本施設が破損し、又は故障したとき。
 - (2) 本施設の修繕、点検等が必要なとき。
 - (3) 関係行政機関の指示又は要請があったとき。
 - (4) 下地島空港が閉鎖されたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本施設の管理上特に必要があるとき。

(損害賠償)

- 第14条 使用者等の故意又は過失により本施設及びその附属諸造作、設備等を毀損したとき、使用者等はSAMCOに対し直ちにその旨を通告し、SAMCOに生じた損害等を賠償する。
 - 2 次項に定める場合を除き、SAMCOは、本施設の使用によって生じた使用者等の 手荷物等に関する紛失や毀損、航空機の運航遅延又は運休による補償その他間接的 及び結果的な損失に対しては、一切の責任を負わないものとし、使用者等はこれら の損害についてSAMCOに賠償を求めないものとする。
 - 3 SAMCOの責めに帰すべき本施設の瑕疵により使用者等に損害が発生した場合、 SAMCOは使用者等に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。 但し、 使用者等が第1項に定める通告を怠った場合はこの限りではない。 尚、損害賠償 の対象となる範囲については、使用者等に直接かつ現実に生じた通常損害に限 り、逸失利益等の間接損害は含まないものとし、また、損害賠償はSAMCOが付保する保険によるものとし、その損害賠償の額は、SAMCOが受け取る保険金額を上限とし、損害賠償の額がこの上限を超過する場合の超過額については、使用 者等が負担するものとする。
 - 4 SAMCOの責任に帰することのできない事由による事故、もしくはSAMCOが必要と認めた本施設の修理、 変更及び改造を原因とする諸サービスの不足に関しては、SAMCOはその責任を負わないものとする。

- 5 SAMCOは、各官庁の事情により使用者等に本施設を使用できない又は手続きの遅延等の事実が生じた場合であっても、使用者等に生じた損害について一切の責任を負わない。
- 6 第三者の作為又は不作為により使用者等に生じた損害については、使用者等は SAMCOに対し何等の請求をしないものとする。

(不可抗力)

第15条 天災地変その他不可抗力等による損害等、双方の責任に帰することのできない 事由によって生じた使用者等又はSAMCOの損害に対しては、各当事者は相互 にその責任を追及しないものとする。

(善管注意義務)

第16条 申込者は、自ら及び使用者等をして、本規程を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本施設を使用させることを承諾し、第6条に定める使用申込を行うものとする。

(使用の停止)

- 第17条 SAMCO は、次の各号に掲げる場合、使用者等に対し予約の取消又は以後の本施設の使用の停止を命じることができるものとし、その場合、使用者等は、速やかに SAMCO の指示に従うものとする。 なお、本指示により生じた使用者等の損害については、SAMCO はその責任を負わないものとする。
 - (1) 本規程に起因する債務の支払いを1カ月以上怠ったとき。
 - (2) 本規程の条項に違反したとき。
 - (3) 主務官公庁等の指示又は要請があったとき。
 - (4) 使用者等が解散、破産、民事再生、会社更生等の申し立てを受け又はこれをな したとき。
 - (5) 使用者等が強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
 - (6)使用者等が第19条で規定する反社会的勢力に該当すると判断したとき。
 - (7)使用者等が空港内において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行ったとき。
 - (8) その他本施設の使用に重大な障害が生じたとき。

(守秘義務)

第 18 条 SAMCO 及び使用者等は、本施設の使用を通じて知り得た相手方の秘密情報及 び個人情報(以下 「秘密情報等」という。)を法令又は正当な事由のある場合を除 き第三者に漏らしてはならないものとし、本施設の使用以外の目的で使用してはな らない。 尚、SAMCO 及び使用者等は、本施設の使用に関わるそれぞれの従業者に対しても同様の義務を負わせるものとする。

- 2 SAMCO 及び使用者等は、相手方の秘密情報等を適切に管理するものとする。
- 3 使用者等は、秘密情報等の漏えい及び目的外利用を防止するために、SAMCOより 特別の指示があればその指示に従うものとする。
- 4 使用者等は、SAMCOから開示・提供を受けた情報資料について、SAMCOからその返還及び廃棄を求められたときは、それに従い直ちに返還及び廃棄するものとする。
- 5. 次に定める場合(正当な事由)は秘密情報等の適用範囲外とする。
- (1) 既に公知であった資料、知識及び情報。
- (2) 受領後、受領者の責に帰する事無く公知となった資料、知識及び情報。
- (3) 裁判所その他、公的機関から適法に開示を要求されたもの。

(反社会的勢力の排除)

- 第19条 SAMCO 及び使用者等は、反社会的勢力の排除を目的として、次の各号に定める事項を確約する。 尚、SAMCO 及び使用者等は各号該当性を確認するために調査を要すると判断した場合、その調査に相互に協力する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力 集団等若しくはこれらに準じる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 自らが反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 自らが反社会的勢力と関係を有しないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術又は脅迫的言辞を用いず、 SAMCO 及び使用者等の名誉や信用を毀損せず、また、偽計又は威力を用いて SAMCO の業務を妨害しないこと。
 - (6) 反社会的勢力への資金等の提供又は便宜の供与をせず、反社会的勢力の維持運営への協力又は関与をしないこと。
 - 2 SAMCO 又は使用者等の一方の当事者が、前項各号のいずれかに該当すること となった場合或いは該当していたことが判明した場合には、他方の当事者は何 らの通知又は催告を要せずして、本施設の使用を停止又は取消することができ るものとする。
 - 3 SAMCO 又は使用者等の一方の当事者が、前項の規定により、本施設の使用を 停止又は取消した場合には、停止又は取消した当事者はこれによる相手方の損 害を賠償する責任を負わないものとする。

(規程内容の変更)

第20条 SAMCO は、事前に適切な方法により本規程を変更する旨及び変更後の本規程 の内容ならびにその効力発生日を告知して、本規程に定める事項等を変更する ことができる。

(管轄裁判所)

第21条 本規程に関する紛争(調停を含む)については、那覇地方裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第22条 本規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、本規程に 定めのない事項については、日本法を適用する。

(規定外事項)

- 第23条 本規程に定めのない事項及び本規程の条項解釈について疑義が生じたときは、 SAMCOと使用者等が誠意をもって協議し、公平な解決にあたるものとする。
 - 2 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、SAMCO 及び使用 者等は、当該協議を行う旨の合意を書面にて行うものとする。

附則

- 1. 本規程は、2024年4月8日から施行する。
- 2. 2024年4月22日付け改定は、2024年4月22日から施行する。
- 3. 2024年10月2日付け改定は、2024年10月2日から施行する。

会社名		
担当者		
住所		
連絡先	電話	
	e-mail	

使用申込書(新規・変更・取消)

当社は、以下の内容でみやこ下地島空港ビジネスジェットターミナルの使用を申し込みます。本申込について、貴社から施設使用可の連絡があったときは、みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナル使用規程を契約の内容とする施設使用の予約が成立することを承諾します。

使用希望年月日	年	月	日		
区分	□新規	□変更	□取消		
運航会社名					
機体型式及び登録記号					
運航目的	□ビジネス	□観光	□その他()
便 名					
国 籍	□日本 □る	その他(国	名)	
運航種別	□内航機	□外航機	₩ □機体資格	変更のための利用	

※該当する□に∨を入れて下さい。

(運航スケジュール)

	運航日	出発便	運航区間	ETA/ETD	人数	枚※	検査希望
		到着便			旅客	乗員	時間
	/						
変 1	/						
変 2	/						
変3	/						

※乗員については、本施設を使用する人数(旅客と同時に入出国する場合に限る)を記入

(各官庁への申請)

官庁名	ステータス
宮古島税関支署	済□ 未□ 調整中□
福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所	済□ 未□ 調整中□
厚生労働省那覇検疫所 平良出張所	済□ 未□ 調整中□
動物検疫所沖縄支所	済□ 未□ 調整中□
那覇植物防疫事務所平良出張所	済□ 未□ 調整中□
下地島空港管理事務所	済□ 未□ 調整中□

Ĭ	動物検疫所沖縄支所			済□	未□	調整中□		
3	那覇植物防疫事務所平良出張所				済□	未□	調整中□	
-	下地島空港管理事務	所			済□	未□	調整中□	
◆施設	使用予定者(名)						
◆希望	使用時間 年	月日:	~	至	手 月 日	:		
◆シャ	ワー使用回数(回)						
◆保税	蔵置所使用(有□	無□)						
(特語	己事項)							
※会社	上記載欄							
受付年	F 月日	年	月	日				
受付担	<u></u>							
(特語	己事項)							

- ◆使用者リスト提出の承諾(承諾される場合はチェックを入れてください。)
- □ みやこ下地島空港ビジネスジェットターミナルの使用にあたり、使用者のリストを提出することを承諾します。

連絡先一覧

■申込先

予約受付専用メールアドレス : bj_samco@shimojishima.jp

予約受付用電話: 0980-78-6365 (受付時間 9:00~17:00)

■関係官庁

官庁名	連絡先
宮古島税関支署	0980-72-2310
福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所	0980-72-3440
厚生労働省那覇検疫所 平良出張所	0980-73-5115
動物検疫所沖縄支所	098-861-4370
那覇植物防疫事務所平良出張所	0980-72-2433
下地島空港管理事務所	0980-78-4184

本施設の使用料金

項目	航空機区分	1 回当り使用料金(税別)
	内航機	100,000 円
		※延長料金 1時間当たり 10,000円
	 外航機	270,000 円
	クト別の交	※延長料金 1時間あたり 27,000 円
基本サービス	機体資格変更のための利用	270,000 円
	(本施設内で待機する場合)	※延長料金 1時間あたり 27,000円
	機体資格変更のための利用	320,000 円
	(本施設外の一般区域に出る	,
	場合)	※延長料金 1 時間あたり 32,000 円

	項目	使用料金(税別)
オプションサービス	シャワー使用料/回	3,000 円

≪保税蔵置場使用料金表≫

①預かり料金(基本料金):1,600円/個(非課税)(保管期間1~3日)

②引渡手数料 : 1,500 円 (非課税)

利用料金は、保管期間3日ごとに基本料金を加算する。

なお、保管期間には手荷物預かり日及び引渡日を計上する。

日数	1~3 日間	4~6 日間	7~8 日間	9~12 日間	13~15 日間
預かり料金/個	1,600 円	3,200 円	4,800 円	6,400 円	8,000 円
引渡手数料	1,500 円				
合計金額	3,100 円	4,700 円	6,300 円	7,900 円	9,500 円

会社名	
担当者	
住所	
連絡先	電話
	e-mail

制限区域立入承認申請書

立入者

	氏名	所属	車両運転		
1			□ 有 □ 無		
2			□ 有 □ 無		
3			□ 有 □ 無		
4			□ 有 □ 無		
5			□ 有 □ 無		

[※] 車両運転「有」の場合、別紙 3 有効な免許証の写し(両面)を貼付してください。

車両使用

	登録番号	車体の形状
1		
2		
3		

- ※ 使用車両の写真(前後左右)を別紙4へ貼付してください。
- ※ 有効な車検証の写しをご提出ください。

下地島エアポートマネジメント株式会社	下地島エアポー	ジメント株式会社	御中
--------------------	---------	----------	----

会社名		
担当者		
住 所		
連絡先	電話	
	e-mail	

免許証写し

表面
裏面

会社名		
担当者		
住 所		
連絡先	電話	
	e-mail	

車両写真

前面	後面
左側面	右側面

会社名	
担当者	
住 所	
連絡先	電話
	e-mail

使用者リスト

使用	日時	年	月	日	:	~	:		
使用人数									名
送迎車両の使用		□ 有り	(台)		無し			
	使用者氏名				区	分			
1		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	申請		有り	無し)
2		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	ごジター	申請		有り	無し)
3		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	ジター	申請		有り	無し)
4		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	申請		有り	無し)
5		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	ジター	申請		有り	無し)
6		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	申請		有り	無し)
7		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	申請		有り	無し)
8		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	ジター	申請		有り	無し)
9		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	ジター	申請		有り	無し)
10		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	申請		有り	無し)
11		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	申請		有り	無し)
12		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゛ジター	中請		有り	無し)
13		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ		申請		有り	無し)
14		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	゙ ジター	申請		有り	無し)
15		乗員・乗	客・そ	の他(ヒ	ジター	申請		有り	無し)